

第2章 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【町村版】」の利用手引き

本章では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【町村版】」について、従来の「ストック推計プログラム【町村版】」からの改良点^{注1)}及び機能・構成を紹介するとともに、プログラム上でのデータの入力や推計条件の設定の方法など、プログラムの利用のしかたについて説明する。

なお、プログラムの改良点、機能・構成、推計結果の出力・表示の内容等については、2021（令和3）年10月8日に公開した【都道府県版】・【政令市版】・【一般市版】と基本的に同様である。詳細は「国総研資料1168号」の第2章を参照されたい。

2. 1 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における改良点

1) 最新の統計データ等の利用への対応

- ・次のような最新の人口推計・将来世帯数の推計結果の公表値及び政府統計調査のデータ（以下「統計データ等」という。）を利用した推計に対応している。
 - i) 『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）
 - ii) 『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）
 - iii) 『平成27（2015）年国勢調査』（総務省統計局）
 - iv) 『平成30（2018）年住宅・土地統計調査』（総務省統計局）
 - v) 『平成29（2017）年度～令和2（2020）年度家計調査』（総務省統計局）

2) 町村全域の推計・生成データを用いた推計への対応

- ・推計に用いる統計データ等のうち、中心的に利用する住宅・土地統計調査については、人口1万5千人以上の町村が調査対象（標本調査区の抽出対象）であるため、人口1万5千人未満の町村では住宅・土地統計調査のデータを用いた推計をすることができない^{注2)}。
- ・このため、従前の「ストック推計プログラム【町村版】」では、該当する都道府県全域でのデータ（平均値）を投入して推計を行っていたが、一般的に借家需要の高い都市部を含むデータを利用しているため、町村部の実情を踏まえた推計結果が得られないなどの課題があった。
- ・そこで、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【町村版】」では、推計に用いる住宅・土地統計調査データについて、都道府県単位及び市単位での集計表をもとに町村全域の集計表のデータを推計・生成し、これを用いて推計を行うしくみとしている^{注3)}。また、推計に用いるパラメーターについては、町村でも利用することができる住宅・土地統計調査の集計表における町村全域と都道府県全域での実績値との相対的格差と、都道府県全域での推計結果を組み合わせ、町村での推計に用いる値を算出するなどの方法を用いている。なお、住宅・土地統計調査データで表章されていない町村全域のデータの生成方法や推計手法の詳細については、第3章で解説する。

3) 利用ニーズに応じた推計対象・推計条件の選択肢の拡充

各地方公共団体において、地域の住宅事情、公営住宅需要の大きさ、政策上のニーズ等の地域の実情を踏まえた柔軟かつきめ細やかな推計が可能となるよう、推計対象・推計条件について次のような選択肢の拡充をしている。

(1) 推計対象とする本来階層及び裁量階層の収入基準に係る選択肢の拡充

- ・公営住宅の入居収入基準は、公営住宅法第 23 条第 1 号及び同施行令第 6 条によると、次の金額を超えないこととされている。
 - i) 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める基準（月収 15 万 8 千円（収入分位 25%））を参酌して、事業主体が条例で定める金額（ii で定める基準以下）
 - ii) 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合は、政令で規定する基準（月収 25 万 9 千円（収入分位 50%））を上限として、事業主体が条例で定める金額
- ・このため、本来階層及び裁量階層の政令月収（収入分位）を次から選択できるようにしている^{注4)}。
 - i) 本来階層：政令月収 15 万 8 千円（収入分位 25%）、政令月収 13 万 9 千円（収入分位 20%）、政令月収 12 万 3 千円（収入分位 15%）、政令月収 10 万 4 千円（収入分位 10%）から選択
 - ii) 裁量階層：政令月収 25 万 9 千円（収入分位 50%）、政令月収 21 万 4 千円（収入分位 40%）、政令月収 18 万 6 千円（収入分位 32.5%）、15 万 8 千円（収入分位 25%）から選択

(2) 本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯の年齢に係る選択肢の拡充

- ・本来階層及び裁量階層において入居資格を有する単身者の年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている^{注5)}。

(3) 裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯の年齢に係る選択肢の拡充

- ・裁量階層において入居資格を有する夫婦のみ世帯の世帯主年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている^{注6)}。

(4) 裁量階層において推計対象とする子育て世帯の子ども年齢等に係る選択肢の拡充

- ・裁量階層において入居資格を有する子どもの年齢を 6 歳未満、12 歳未満、15 歳未満、18 歳未満から選択でき、また、18 歳未満の子どもが 3 人以上いる、いわゆる多子世帯についても選択して推計できるようにしている^{注7)}。

4) 「公営住宅等による要支援世帯数」の定義の細分化

(1) 「著しい困窮年収水準」の設定に係る選択肢の拡充

- ・近年の国及び地方公共団体の厳しい財政状況のもとでは、公営住宅ストックの量的拡大は困難となっており、公営住宅等の供給にあたっては、真に住宅に困窮する者への的確な供給が強く求められるようになってきている。一方で、公営住宅への入居者資格を有する世帯（以下、「公営住宅の入居資格世帯」という。）のすべてが公営住宅への入居ニーズを有しているとは限らない。こうした

ことから、公営住宅の入居資格世帯のうち、公営住宅等による要支援世帯数（以下単に「要支援世帯数」ともいう。）を的確に推計することが求められる。

・このため、「公営住宅の入居資格世帯」のうち、特に経済的に困窮している「著しい困窮年収水準」未満の世帯を要支援世帯と設定して、次のいずれかの方法を選択して要支援世帯数を推計できるようにしている^{注8)}。

i) 各地域の民営借家の市場家賃の実態等を踏まえ、「適正家賃負担限度率（第7期住宅建設5箇年計画で設定）の範囲で、住生活基本計画（全国計画）で定める最低居住面積水準を満たす面積の住宅（各地域の民営借家の平均家賃単価（1㎡当たりの家賃）の住宅）に居住するために必要な年収に満たない世帯を「著しい困窮年収水準」未満の世帯と定義し、当該世帯数を推計する方法。

ii) 各地方公共団体において公営住宅への優先入居や家賃減免等（以下「優先入居等」という。）を行う場合の収入水準を条例で定めている場合については、その対象となる月収の年収換算値を「著しい困窮年収水準」と設定し、当該世帯数を推計する方法。なお、優先入居等の収入水準を定めていない場合については、政令月収10.4万円（収入分位10%に相当）の年収換算値を「著しい困窮年収水準」と設定し、当該世帯数を推計することも可能。

（2）要支援世帯数の定義の細分化（推計可能な要支援世帯の拡充）

・真に住宅に困窮する世帯を的確に推計することができるよう、（1）で説明した「著しい困窮年収水準」未満の世帯の推計に加えて、世帯年収、居住面積水準、家賃負担率の観点から住宅の困窮状況を図2.1に示す4類型に区分し、各類型に該当する世帯数を要支援世帯数として推計できるようにしている^{注9)}。

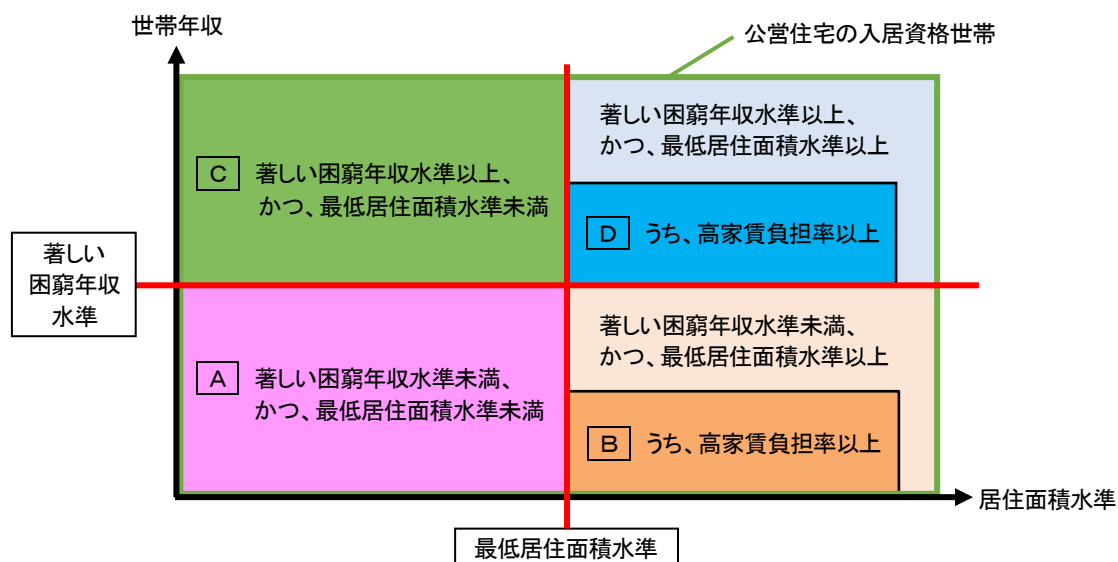


図2.1 「住宅確保要配慮世帯推計支援プログラム」で推計する要支援世帯数に係る住宅の困窮状況4類型

・要支援世帯としての各類型の定義は次のとおりである。

【A】：著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯

- B** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯（年収 200 万円未満世帯の平均家賃負担率以上の家賃負担をしている世帯）
- C** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- D** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯

5) 「住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者の世帯数」の推計機能の追加

- ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）」が 2017（平成 29）年 10 月 25 日施行され、民間の空き家・空き室等を有効活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等が創設された。
- ・住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者として、①低額所得者（政令月収 15.8 万円以下）、②被災者（発災後 3 年以内）、③高齢者、④障害者、⑤子育て世帯（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者を養育している者）、⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者（外国人等）が位置づけられている（図 2.2）。
- ・こうした政策ニーズの変化を踏まえ、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者のうち、政府統計調査のデータを用いて把握できる次の i) から iv) の住宅確保要配慮者の世帯（図 2.2 の赤枠で囲んでいる世帯）を対象とし、借家に居住する該当世帯数について推計する機能を追加している。
 - i) 低額所得世帯（政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から iv に該当しない世帯）
 - ii) 高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）
 - iii) 子育て世帯
 - iv) 外国人のみの世帯

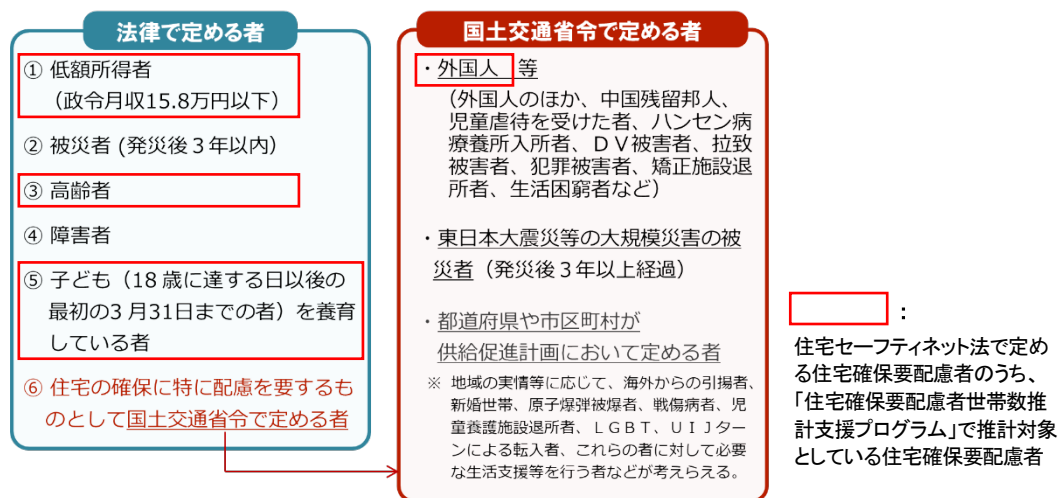


図 2.2 住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者と推計対象

出所:国土交通省住宅局資料「新たな住宅セーフティネット制度に係る取組等について」(平成 30 年 10 月)(p.6)をもとに筆者加筆・作成

6) ユーザーインターフェイス（操作性）の改良

(1) 統計データ等の入力箇所の集約化

- ・推計に必要な統計データ等の入力箇所を一箇所に集約化するため「統計データ入力シート」を新設している。「統計データ入力シート」の【入力】と記載された該当箇所に統計データ等を入力すれば、自動的に計算又は推計が行われるしくみとなっている。

(2) 推計条件の設定（選択）箇所の明確化・集約化

- ・推計対象とする年齢等の条件、推計の方法や推計に用いる近似式等の推計条件の設定（選択）箇所を明確化するため、「推計条件設定シート」を新設している。「推計条件設定シート」の【入力】と記載された該当箇所で、選択肢の数字を入力又は実数を入力すれば、設定した推計条件により自動的に推計が行われるしくみとなっている。
- ・なお、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」は、①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計、②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計という2つの機能を有しており、「推計条件設定シート」はこれらの推計機能に対応した2つのシートに分かれている。

7) 町村の人口規模や合併への対応

- ・2.1の2)で述べたとおり、人口規模が1万5千人以上・未満かによって住宅・土地統計調査データの用上の制約が異なる。また、プログラムに実績値を投入する期間内（2003（平成15）年～2018（平成30）年）に町村どうしの合併が行われている場合は^{注10)}、合併の前後でのデータの連続性を確保する必要がある。
- ・このため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【町村版】」では、町村の人口規模や合併時期に応じた適切な推計ができるよう、推計に用いる住宅・土地統計調査データの利用の可能性等をもとに、表2.1に示す4種類のプログラムを用意している。

表 2.1 人口規模や合併時期に応じて利用可能な
「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【町村版】」の種類

人口規模	町村合併の有無	プログラムの種類	推計に用いる住宅・土地統計調査の年次
1万5千人以上	2003年(平成15)年10月1日以降の町村合併なし	【町村版①】	表章データ:2003(平成15)年、2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年 非表章データ:2018(平成30)年の生成データ
	2003(平成15)年10月1日～2008(平成20)年9月30日の間に町村合併あり	【町村版②】	表章データ:2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年 非表章データ:2018(平成30)年の生成データ
	2008(平成20)年10月1日以降に町村合併あり	【町村版③】	表章データ:2018(平成30)年 非表章データ:2018(平成30)年の生成データ
1万5千人未満	(町村合併の有無は問わない)	【町村版④】	すべて、2018(平成30)年の生成データ

- ・人口規模が1万5千人以上（2018（平成30）年10月1日現在）の町村のうち、2003（平成15）年10月1日以降の町村合併がない場合は原則【町村版①】のプログラムを用いる。また、町村合併により人口が1万5千人以上となった町村については、合併の時期（住宅・土地統計調査において表章されている統計表が利用できる年次）に応じて、【町村版②】又は【町村版③】を用いる。なお、合併をしていない町村においても、2003（平成15）年10月1日から2018（平成30）年10月1日までの間の人口増加により、人口が1万5千人未満から1万5千人以上に変化している町村については、人口が1万5千人以上となった時期（住宅・土地統計調査において表章されている統計表が利用できる年次）に応じて、【町村版②】又は【町村版③】を用いる。
- ・一方、人口規模が1万5千人未満（2018（平成30）年10月1日現在）の町村については、町村合併の有無や以前の人口が1万5千人以上であったか否かにかかわらず、【町村版④】のプログラムを用いる。
- ・なお、住宅・土地統計調査とともに推計に主に用いる国勢調査については、全町村において集計表が表章されている。このため、町村どうしの合併が行われている場合であっても、合併した旧町村のデータを足し合わせて実績値を作成し、プログラムに投入することで推計を行うことができる（図2.3）^{注11）}。「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【町村版】」では、2.3で後述する「統計データ入力シート」において、合併した町村の旧データの入力欄と合計値等の自動計算機能を備えている。

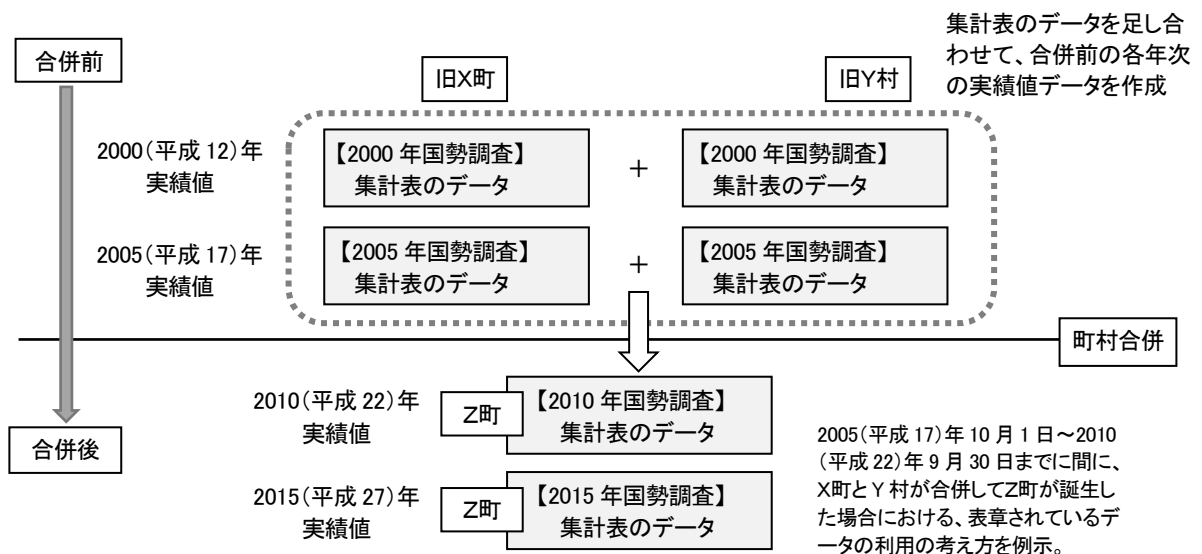


図 2.3 町村合併等をしている場合の表章されているデータの利用の考え方(例)

2. 2 プログラムの構成・機能

プログラムは、次のような機能を有するシートで構成されている。

(1) 「統計データ入力シート」:

推計に用いる統計データ等を入力する箇所を集約化したシート（詳細は2.3を参照）

(2) 「推計条件設定シート」:

推計の対象や方法等の推計条件を設定する箇所を集約化したシート（詳細は2.4を参照）

(3) 「計算・推計シート」:

上記のシートで入力したデータと設定した推計条件が自動的に反映され、推計を行うアルゴリズムを構成しているシート（詳細は第3章の技術解説を参照）

(4) 「推計結果シート」:

推計結果がまとめて表示されるシート（詳細は2.5を参照）

なお、(1)のシートに統計データ等を入力し、(2)のシートで推計条件を設定すると、(3)の該当するシートで自動的に計算・推計が行われ、その結果がまとめて(4)のシートに出力・表示されるしくみとなっている。

2. 3 統計データ等の入力方法

－「統計データ入力シート」の構成・機能と入力する統計データ等

1) 「統計データ入力シート」の構成・機能

「統計データ入力シート」は、下記の機能を有している。

(1) 入力する統計データ等の一覧的な表示

(2) 統計データ等の入力箇所及び入力表の分かりやすい表示

(3) 統計データ等の未入力（入力漏れ）・入力済みの箇所の表示

以下では、「統計データ入力シート」の構成と機能の概要を説明する。図を用いた説明等の詳細は「国総研資料1168号」の第2章の2.3を参照されたい。

(1) 入力する統計データ等の一覧的な表示

- ・シートの上部に、入力する統計データ等の項目と数を容易に把握することができるよう、一覧的な表示欄を設けており、その表示欄の下に、項目ごとのデータ入力箇所（入力表）が続くという構成となっている。なお、一覧的な表示欄の上部の数値は、入力する統計データ等の項目数を示しており、エクセルシートのA列に記載されているデータ入力箇所の先頭箇所と対応している。
- ・一覧的な表示欄は、入力する統計データ等の項目が青字の下線表示で記されており、該当するデータ入力箇所とリンクが貼られている。詳細は(2)で説明する。
- ・また、一覧的な表示欄の上部に、推計対象とする町村における統計データ等に加えて、対象町村の属する都道府県（以下「該当都道府県」という。）における統計データ等も入力し、両者の相対的格差をもとに対象町村の値を推計している箇所がある。このため、「統計データ入力シート」では、一覧的な表示欄の上部に対象町村名と該当都道府県名の入力欄を用意している。

・また、入力する統計データ等の一覧表の表示欄及びデータ入力箇所先の先頭欄については、次のとおり、色により入力対象（地方公共団体等）が分かるよう区分している（図 2.4）。

- i) 薄赤色：「対象町村」の値についての入力項目
- ii) 桃色：該当都道府県下の町村全域の合計・平均値についての入力項目
- iii) 水色：該当都道府県の値についての入力項目
- iv) 薄緑色：対象町村及び該当都道府県の両方の値についての入力項目

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済
【入力】 世帯数の推 計結果	【入力】 世帯の年間 収入階級・世 帯人員・住宅 の所有の関 係別の主世 帯数	【入力】 世帯の年間 収入階級・世 帯人員・住宅 の所有の関 係別の主世 帯数	【入力】 〈借家〉 世帯主年齢・ 世帯人員・住 宅の所有の 関係別の主 世帯数	【入力】 家族類型・世 帯主年齢別 の世帯数の 推計結果	【入力】 〈借家〉 世帯主年齢・ 住宅の所有 の関係別の 「夫婦のみ世 帯」の主世 帯数	【入力】 2018年時点 の世帯の年 間収入階級・ 世帯人員・住 宅の所有の 関係別の主 世帯数	【入力】 〈借家〉 子どもの年 齢別の「ひと り親世帯」の 世帯数	【入力】 子どもの年 齢別の「ひと り親世帯」の 世帯数	【入力】 子どもの年 齢別の「ひと り親世帯」の 世帯数	【入力】 〈借家〉 住宅の所有 の関係別の1 畳当たり家 賃・1㎡当た り家賃

薄赤色：「対象町村」の値についての入力項目

桃色：「該当都道府県下の町村全域」の合計・平均値についての入力

水色：「該当都道府県」の値についての入力項目

薄緑色：「対象町村」及び「該当都道府県」の両方の値についての入力項目

図 2.4 入力する統計データ等の表示欄における色による入力対象（地方公共団体等）の区分の例

（2）統計データ等の入力箇所及び入力表の分かりやすい表示

- ・統計データ等の入力箇所及び入力表の表示について説明する。一覧表内の青字の下線表示の表記箇所は、該当するデータ入力箇所とリンクしており、青字の箇所をクリックすると、統計データ等の入力箇所先の先頭欄に移動し、先頭欄がオレンジ色で表示される。
- ・次に、統計データ等の入力箇所最左列下にある「+」ボタンをオンにすることで、統計データ等を貼り込む入力表が表示される。データ入力箇所は膨大となるため、入力項目ごとにグルーピングをしており、「+」ボタンのオン・オフで統計データ等の入力表の表示・非表示を切り替えられるようにしている。これにより、パソコン上での操作性・作業性を高めている。
- ・入力表の黄色の部分に統計データ等を貼り込むことで自動的に計算・推計が行われる。入力表は、入力作業を効率的にするため、原則各統計調査で表章されている集計表のフォーマットに可能な限り揃えている。また、入力する統計調査の種類、e-Stat（政府統計の総合窓口）上での統計調査のアクセス先、集計表の表番号等の情報について表記している。これにより、e-Stat から該当する集計表を容易に見つけ出すことができるようにしており、ダウンロードした表のデータを入力表の黄色で表示されている箇所へ貼り込むことで入力が容易に完成する。
- ・なお、2.1の7)で説明したとおり、国勢調査データについては、2000（平成12）年以降に町村どうしの合併が行われている場合は、合併した旧町村のデータを足し合わせて実績値を作成し、プログラムに投入する。このため、対象町村についての統計データ等の入力表においては、町村どうしの合併数の最大数を踏まえて、町村1～町村6の入力箇所を用意している（図 2.5）。統計データ等の入力時点が合併以前の場合は、合併した旧町村ごとに入力表にデータ入力を行う。なお、合併後の現町村（対象町村）及び合併をしていない町村の場合は、町村1の入力表のみに入力を行えばよい。

町村1～町村6の値が自動合算される

2000(平成12)年時点の合併前の旧町村である2町村についてデータ入力(デフォルト値はすべて「0」になっている。)

対象町村
○○町 [第1次基本集計 / 都道府県結果 / 報告書掲載表 / 第11表]

2000(H12)年	総数
一般世帯数	7,180
6歳未満親族がいる一般世帯	780
18歳未満親族がいる一般世帯	1,969

2005(H17)年 [第1次基本集計 / 都道府県結果 / 報告書掲載表 / 第11表]

2005(H17)年	総数
一般世帯数	7,345
6歳未満親族がいる一般世帯	724
18歳未満親族がいる一般世帯	1,745

2010(H22)年 [人口等基本集計 / 都道府県結果 / 第11表]

2010(H22)年	総数
一般世帯数	7,093
6歳未満親族がいる一般世帯	562
12歳未満親族がいる一般世帯	1,037
15歳未満親族がいる一般世帯	1,292
18歳未満親族がいる一般世帯	1,498

2015(H27)年 [人口等基本集計 / 都道府県結果 / 第10表]

2015(H27)年	総数
一般世帯数	6,612
6歳未満世帯員のいる一般世帯数	423
12歳未満世帯員のいる一般世帯数	836
15歳未満世帯員のいる一般世帯数	1,050
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	1,230

町村1

町村1	総数
一般世帯数	5,581
6歳未満親族がいる一般世帯	576
18歳未満親族がいる一般世帯	1,481

町村2

町村2	総数
一般世帯数	1,599
6歳未満親族がいる一般世帯	204
18歳未満親族がいる一般世帯	488

+

町村3

町村3	総数
一般世帯数	0
6歳未満親族がいる一般世帯	0
18歳未満親族がいる一般世帯	0

町村4

町村4	総数
一般世帯数	0
6歳未満親族がいる一般世帯	0
18歳未満親族がいる一般世帯	0

+

町村5

町村5	総数
一般世帯数	0
6歳未満親族がいる一般世帯	0
18歳未満親族がいる一般世帯	0

町村6

町村6	総数
一般世帯数	0
6歳未満親族がいる一般世帯	0
18歳未満親族がいる一般世帯	0

+

2005(平成17)年以降は合併後の現町村のデータを「町村1」の入力表に入力

図 2.5 町村どうしの合併が行われている場合の対象町村の統計データ等の入力箇所等の例
(2000(平成12)年10月1日～2005(平成17)年9月30日の間に2町村が合併した場合を例示)

(3) 統計データ等の未入力(入力漏れ)・入力済みの箇所の表示

- 統計データ等の各入力箇所の先頭欄の右側のセルは、統計データ等を入力していない初期状態では赤色のセルに白抜き字で「データが未入力です。」と表示されているが、データの入力が完成すると、白色のセルに黒字で「入力済」の表示に変わる。これにより、統計データ等の入力箇所を確認しやすくし、推計エラーにつながるデータの未入力・入力漏れを防止している。

2) 入力する統計データ等

- ・入力する統計データ等の一覧を表 2.2 に示している。
- ・表では、統計調査名等のデータ出典（表章、特別集計及び推計・生成データの別）及び入力するデータ・集計表を示している。なお、データの出典に関して、特別集計の結果については 2021（令和 3）年 10 月 8 日に【都道府県版】・【政令市版】・【一般市版】のプログラムとセットで公開しており、また、推計・生成データは【町村版】のプログラムとセットでそれぞれ公開している。
- ・また、入力対象（対象町村、該当都道府県の町村全域、該当都道府県等の別）を示している。各表の番号欄の数字は「統計データ入力シート」上の入力する統計データ等の番号と一致している。

表 2.2 「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表	入力対象
1	『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2019(平成 31)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所) 「世帯数推計支援プログラム(改良版)」 【市区町村版】による推計結果	世帯数の将来推計結果(世帯主年齢別の世帯数、家族類型・世帯主の年齢別の世帯数)	対象町村
2	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局) 〈表章〉	世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
3	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局) 〈推計・生成データ〉	2018(平成 30)年時点の世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県の町村全域の合計・平均
4	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局) 〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
5	1 と同様	家族類型・世帯主の年齢別の世帯数	該当都道府県
6	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局) 〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数	該当都道府県
7	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局) 〈表章〉	世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
8	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局) 〈特別集計〉	借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数	該当都道府県
9	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	子どもの年齢別の「子育て世帯」の一般世帯数	対象町村及び 該当都道府県
10	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	子どもの年齢別の「ひとり親の子育て世帯」の一般世帯数	対象町村及び 該当都道府県
11	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局) 〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の 1 畳当たり家賃・1㎡当たり家賃	対象町村及び 該当都道府県、 又は該当都道府県の人口 1 万 5 千人未満の町村 全域の平均

表 2.2 「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧（つづき）

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表	入力対象
12 ～ 14	『住宅・土地統計調査』（総務省統計局） 〈特別集計〉	借家世帯の世帯人員・年間収入階級・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
15 ～ 17	『住宅・土地統計調査』（総務省統計局） 〈特別集計〉	借家世帯の世帯人員・年間収入階級・住宅の所有の関係別の「新・誘導居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
18	『住宅・土地統計調査』（総務省統計局） 〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係別の最低居住面積水準・誘導居住面積水準の達成状況	対象町村及び 該当都道府県、 又は該当都道府 県の人口1万5 千人未満の町村 全域の合計・平均
19	『住宅・土地統計調査』（総務省統計局） 〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係・年間収入階級別の1ヶ月当たり家賃	該当都道府県
20	『住宅・土地統計調査』（総務省統計局） 〈推計・生成データ〉	2018（平成30）年時点の借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数	該当都道府県の 町村全域の合計・ 平均
21	『住宅・土地統計調査』（総務省統計局） 〈推計・生成データ〉	2018（平成30）年時点の借家世帯の住宅の所有の関係別の1ヶ月当たり平均家賃	該当都道府県の 町村全域の合計・ 平均
22	『国勢調査』（総務省統計局） 〈特別集計〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯人員別の「外国人世帯」の主世帯数	該当都道府県
23	『国勢調査（第一次基本集計・人口等基本集計）』（総務省統計局）〈表章〉	総人口及び外国人数（外国人人口）	対象町村及び 該当都道府県

2. 4 推計条件の設定方法

－「推計条件設定シート」の機能・概要と推計条件の設定内容

「統計データ入力シート」へのデータ入力完了すると、「推計条件設定シート」で推計条件を設定（選択）することで、推計結果が自動的に出力・表示される。

1) 「推計条件設定シート」の機能・概要

「推計条件設定シート」は、次の機能を有している。

- (1) 推計条件の設定項目の一覧的な表示
- (2) 推計条件の設定箇所の分かりやすい表示
- (3) 推計条件の設定漏れ・設定済みの箇所の表示

以下では、「推計条件設定シート」の構成と機能の概要を説明する。図を用いた説明等の詳細は「国総研資料 1168 号」の第 2 章の 2.4 を参照されたい。

(1) 推計条件の設定項目の一覧的な表示

- ・「推計条件設定シート」の上部に、推計条件の設定項目を容易に把握することができるよう、一覧的な表示欄を設けている。

(2) 設定箇所の分かりやすい表示

- ・一覧表内の青字の下線表示の表記箇所は、該当する推計条件設定箇所とリンクしており、青字の箇所をクリックすると、推計条件の設定箇所の先頭欄に移動する。
- ・先頭欄がオレンジ色で表示されるとともに、設定箇所の最左列下にある「+」ボタンをオンすることで、推計条件の設定欄、設定のための選択肢等が表示される。

(3) 推計条件の設定漏れ・設定済みの表示

- ・設定箇所の先頭欄の右側のセルに推計条件の設定漏れ・設定済みが表示される箇所を設けている。
- ・「推計条件設定シート」については、推計条件として基本的に用いる方法を「デフォルト」値として入力している。このため、初期状態において「設定済み」の表示となっているが、推計条件を変更する際の入力ミス等が生じた場合、赤色のセルに白抜き字で「設定されていません。」と表示されるようになっている。

2) 設定する推計条件の概要

(1) 将来値の推計手法の設定

- ・将来値の推計に用いる各アルゴリズムについては、統計データ等で得られる実績値に「対数近似式」をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値を推計する方法（「対数近似によるトレンド推計」の方法）を基本としている。
- ・ただし、地方公共団体の実情やニーズによっては、トレンド推計の方法ではなく、直近の実績値より得られる値を固定的に用いて将来値を推計する方法（「直近値の固定適用による推計」の方法）を採用することもできるとしている。借家世帯数の相対的に少ない町村部においては、年次別の借家世帯の実績値データの増減（バラツキ）が大きい場合も考えられ、推計の精度を考慮すると直近値の固定適用による推計が望ましい場合も想定される。このため、地方公共団体の実情やニーズを踏まえて、2つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。

(2) 公営住宅の入居収入基準の設定

- ・地方公共団体が条例で定める本来階層及び裁量階層の入居収入基準（政令月収額又は収入分位）を設定する。

(3) 世帯属性ごとの対象とする年齢等の設定

- ・本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯の年齢、裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯の年齢、及び子育て世帯の子ども年齢等について、地方公共団体の実情やニーズを踏まえて設定することとしている。このため、世帯属性ごとの対象とする年齢等を設定する。

(4) 著しい困窮年収水準の算出方法の設定

- ・著しい困窮年収水準の算出方法について、「適正家賃負担限度率の範囲で、最低居住面積水準を満たす面積の住宅（各地域の民営借家の平均家賃単価の住宅）に居住するために必要な年収」、又は「公営住宅への優先入居等を行う場合の条例で定めている収入水準」のいずれを採用するかを設定する。
- ・また、「適正家賃負担限度率の範囲で、最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住するために必要な年収」を採用する場合については、適正家賃負担限度率について、「全国共通の標準限度率」、又は「標準限度率に公営住宅の家賃算定に用いられている市町村立地係数を乗じた地域別家賃負担限度率」のいずれを採用するかを設定する。

(5) 最低居住面積水準達成率の推計における「誘導居住面積水準達成世帯」の扱いの設定

- ・最低居住面積水準達成率の推計において、「誘導居住面積水準達成世帯を含める」、又は「誘導居住面積水準達成世帯を除く」のいずれを採用するかを設定する。

3) 設定する推計条件

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【町村版】」において設定する推計条件の一覧を表 2.3 及び表 2.4 に示している。①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計に対応した推計条件が表 2.3、②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計に対応した推計条件が表 2.4 である。
- ・各表では、設定する推計条件の一覧と、設定する条件の選択肢等の設定内容、プログラムの初期状態においてデフォルト値として入力している選択肢等の情報を示している。また、各表の番号欄の数字は、「推計条件設定シート」上の設定する推計条件の番号と一致するように表示している。
- ・なお、推計の方法は、「対数近似によるトレンド推計」、すなわち、実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う方法をデフォルトとしているが、実績値データの年次別の増減が大きい場合などは、「直近値の固定適用による推計」を採用することを検討する。

表 2.3 「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧

(①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計)

番号	設定する推計条件	選択肢 (括弧内の○※1 又は数値がデフォルト)
1	「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別主世帯数の構成比」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
2	「年間収入五分位階級の境界値」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
3	「本来階層の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」	1. 政令月収 15.8 万円以下(収入分位 25%相当) (○) 2. 政令月収 13.9 万円以下(収入分位 20%相当) 3. 政令月収 12.3 万円以下(収入分位 15%相当) 4. 政令月収 10.4 万円以下(収入分位 10%相当)
4	「裁量階層の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」	1. 政令月収 25.9 万円以下(収入分位 50%相当) 2. 政令月収 21.4 万円以下(収入分位 40%相当) (○) 3. 政令月収 18.6 万円以下(収入分位 32.5%相当) 4. 政令月収 15.8 万円以下(収入分位 25%相当)
5	推計にあたっての「裁量階層」の扱い	1. 推計にあたって、裁量階層を含める (○) 2. 推計にあたって、裁量階層は除く
6	本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯主年齢」	1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上 (○) 6. 75 歳以上
7	本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
8	裁量階層で対象とする「夫婦のみ世帯の世帯主年齢」	1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上 (○) 6. 75 歳以上
9	裁量階層で対象とする「夫婦のみ世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
10	裁量階層で対象とする「子育て世帯の子どもの年齢等」	1. 子どもが 6 歳未満 (○) 2. 子どもが 12 歳未満 3. 子どもが 15 歳未満 4. 子どもが 18 歳未満 5. 18 歳未満の子どもが 3 人以上
11	裁量階層で対象とする「子育て世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
12	優遇入居・家賃減免等を行っている場合の対象世帯の政令月収の基準	数値を入力 (10.4 万円/月以下)

※1 括弧内の○は、プログラムの初期状態でデフォルトとして入力している選択肢。数値は同様にデフォルトとして入力している値。表 2.3 の(つづき)及び表 2.4 についても同様である。

表 2.3 「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧

(①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計) (つづき)

番号	設定する推計条件	選択肢 (括弧内の○又は数値がデフォルト)
13	優遇入居等の基準年収以下の世帯の割合の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
14 ※2	「民営借家の1㎡当たり家賃」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
15	家賃負担限度率の設定における地域補正の考慮の有無	1. 地域補正を考慮しない 2. 地域補正を考慮する (○) 公営住宅の家賃算定における各地方公共団体の「市町村立地係数」 :対象町村の数値を入力(町村:0.7)
16 ※2	地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満の世帯の割合の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
17	採用する「著しい困窮年収水準未満の世帯」の算出方法	1. 優遇入居等の基準年収以下の世帯 2. 地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯 (○)
18	最低居住面積水準未満率の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
19	最低居住面積水準達成率の推計にあつての「誘導居住面積水準達成世帯」の扱い	1. 誘導居住面積水準達成世帯を含む 2. 誘導居住面積水準達成世帯を除く (○)
20	高家賃負担世帯率の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計

※2 【町村版③】及び【町村版④】では、番号「14」及び「16」の項目の推計条件の設定は不要。

表 2.4 「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧

(②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計)

番号	設定する推計条件	選択肢 (括弧内の○又は数値がデフォルト)
1	対象とする「単身世帯の世帯主年齢」	0. 全世帯 (○) 1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上 6. 75 歳以上
2	「単身世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
3	「高齢夫婦のみ世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
4	「子育て世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
5	「外国人世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計

2. 5 推計結果の出力・表示

「統計データ入力シート」へのデータ入力と、「推計条件設定シート」における推計条件の設定が完了すると、「推計結果シート」に推計結果が自動的に出力され、表及び図として表示される。

推計結果として、公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計結果と、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果が出力され、表示される。

なお、【町村版】の推計結果の出力内容・表示内容は、【都道府県版】・【政令市版】・【一般市版】と同様である。図を用いた説明等の詳細は「国総研資料 1168 号」の第 2 章の 2. 5 を参照されたい。

1) 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計結果

(1) 「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果

- ・2020 年から 2045 年までの 5 年ごとの時点における「公営住宅の入居資格世帯数」とそのうちの「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される。
- ・また、2020 年から 2045 年までの 5 年ごとの時点における世帯人数別（1人世帯については、設定した本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯主年齢」以上の世帯数。以下同様とする。）の「公営住宅の入居資格世帯数」と、その内数としての「著しい困窮年収未満の世帯数」についても、時系列で出力・表示される。

(2) 特定のニーズを有する要支援世帯数の推計結果

- ・公営住宅の入居資格世帯数のうちの特定のニーズを有する要支援世帯数として、2020 年から 2045 年までの各時点における次の **A**～**D** の 4 種類の各世帯数の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される。
 - A** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
 - B** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯
 - C** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
 - D** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯
- ・また、各時点における世帯人数別の 4 種類の要支援世帯数の推計結果についても出力され、時系列で表示される。
- ・さらに、各時点における 4 種類の要支援世帯数については、図 2.1 に示した 4 象限の図上に推計結果が出力・表示される。

2) 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果

(1) 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果

- ・住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者のうち、政府統計調査のデータを用いて把握できる次の i) から iv) の属性の世帯について、各時点における各世帯数の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される。

- i) 低額所得世帯（政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から iv に該当しない世帯）
 - ii) 高齢者世帯（高齢単身世帯及び高齢夫婦のみ世帯）
 - iii) 子育て世帯（内数として、ひとり親世帯）
 - iv) 外国人のみの世帯
- ・推計結果は世帯の収入階層別にも出力・表示される。すなわち、i の世帯については、収入階層が「著しい困窮年収水準未満の世帯」か「著しい困窮年収水準以上の本来階層」かの別、ii から iv の世帯については、収入階層が「著しい困窮年収水準未満の世帯」、「著しい困窮年収水準以上の本来階層」、「裁量階層」か「裁量階層を超える収入階層（公営住宅の入居資格を有しない、公営住宅階層以外の世帯）」かの別に区分して出力・表示される。

注

- 注 1) 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」は、2016（平成 28）年 8 月に公表した「ストック推計プログラム」に改良を加えて開発したものである。ストック推計プログラムの開発及びその後の改良の経緯等については、「国総研資料 1168 号」（参考文献 1）の第 1 章の 1.1 及び 1.2 を参照されたい。
- 注 2) 住宅・土地統計調査では、人口 1 万 5 千人以上の地方公共団体を標本調査区の抽出対象としているため、人口 1 万 5 千人未満の町村では利用することができない。また、人口 1 万 5 千人以上の町村であっても標本数に制約があるため、推計に必要となるクロス集計の形式として表章されていない集計表もある。
- 注 3) 人口 1 万 5 千人以上の町村についての集計表が表章されている場合は、都道府県、市、人口 1 万 5 千人以上の町村の集計表をもとに、人口 1 万 5 千人未満の町村の集計表のデータを推計・生成している。
- 注 4) 本来階層及び裁量階層の入居収入基準について、ストック推計プログラムでは、標準的と考えられる収入として、本来階層は政令月収 15 万 8 千円（収入分位 25%）以下、裁量階層は政令月収 25 万 9 千円（収入分位 50%）以下を対象としていた。
- 注 5) 本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯については、ストック推計プログラムでは、60 歳以上の高齢単身世帯を固定的に用いていた。
- 注 6) 裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯については、ストック推計プログラムでは、世帯主年齢が 60 歳以上の高齢夫婦のみ世帯を固定的に用いていた。
- 注 7) 裁量階層において推計対象とする子育て世帯については、ストック推計プログラムでは、6 歳未満の子ども（乳幼児）がいる世帯を固定的に用いていた。
- 注 8) 「著しい困窮年収水準」未満の世帯については、ストック推計プログラムでは、i の「適正家賃負担限度率（第 7 期住宅建設 5 箇年計画で設定）の範囲で、住生活基本計画（全国計画）で定める最低居住面積水準を満たす面積の住宅（各地域の民間借家の平均家賃単価（1 m²当たりの家賃）の住宅）に居住するために必要な年収に満たない世帯」と定義していた。
- 注 9) 「公営住宅等による要支援世帯数」については、ストック推計プログラムでは、「著しい困窮年収水準」未満の世帯と定義し、当該世帯のみを推計するしくみとしていた。
- 注 10) 入力するデータは、国勢調査の場合は 2000（平成 12）年、2005（平成 17）年、2010（平成 22）年及び 2015（平成 27）年の 4 時点、住宅・土地統計調査の場合は、最も多い【町村版①】のプログラムで 2003（平成 15）年、2008（平成 20）年、2013（平成 25）年及び 2020（平成 30）年の 4 時点である。
- 注 11) 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、統計調査データで把握できる実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行っているが、こうしたトレンド推計を行う場合、投入できる実績値が多いほど推計の精度が向上する。このため、合併前の旧町村どうしの集計表のデータを足し合わせて合併前の実績値データを作成し、トレンド推計に用いる実績値データの時点を増やすことが望ましい。

参考文献

- 1) 長谷川 洋：「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムの利用手引き及び技術解説」、国土技術政策総合研究所資料、第 1168 号、2021（令和 3）年 9 月